

## 水源地等草刈除草奨励金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、水源地の保全を図ること及び水道事業への市民の理解を深めることを目的として、草刈除草作業を行う団体等に対し、予算の範囲内で水源地等草刈除草奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、奨励金受給者（以下「受給者」という。）とは、奨励金の支給の対象となる作業を行う団体等をいい、別表に定めるとおりとする。

### (奨励の対象及び奨励金)

第3条 奨励金支給の対象となる草刈除草作業は、佐世保市水道局（以下「局」という。）用地内で行うこととし、奨励金額の算出は1.0㎡当たり17.6円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、集草運搬まで実施した場合は上記金額に1.0㎡当たり8.8円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を加算する。

2 奨励金額の算出が前項によりがたいときは、作業の範囲及び内容を考慮し、別途協議のうえ、奨励金額を決定することができる。

### (草刈除草作業の事前連絡)

第4条 受給者は、奨励金の支給を受けようとするときは、あらかじめ佐世保市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に草刈除草作業の連絡をしなければならない。

2 管理者は、前項の連絡を受けたときは、現地調査及び局用地に係る図面等により確認し、予算の範囲内において奨励金支給の採否を決定のうえ、事前連絡をした者に回答するものとする。

### (奨励金支給の申請)

第5条 前条第2項の規定による採択の回答を受けた受給者は、水源地等草刈除草奨励金支給申請書（様式1）を管理者に提出しなければならない。

### (奨励金支給の決定)

第6条 管理者は、奨励金支給の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、奨励金の支給を決定し、水源地等草刈除草奨励金支給決定通知書（様式2）で受給者に通知するものとする。

### (奨励金支給の条件)

第7条 管理者は、奨励金支給の目的を達成するために必要があるときは、前条の決定に際し、条件を附することができるものとする。

### (状況報告)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ水源地等草刈除草作業変更申請書（様式4）を管理者に提出し、水源地等草刈除草作業変更承認書（様式5）により、管理者の承認及び指示を受けなければならない。

(1)作業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更は除く。）。)

(2)作業を中止しようとするとき。

(3)作業が予定期間内に完了しないとき又は作業の遂行が困難となったとき。

2 受給者は、作業が完了したときは、水源地等草刈除草作業完了報告書（様式3）及び作業前、作業中、作業完了の状況がわかる完了写真を提出し、速やかに検査を受けなければならない。

(作業の遂行)

第9条 受給者は、奨励金支給決定の内容及び、これに附された条件に従い、作業を遂行しなければならない。

(奨励金の請求及び支給)

第10条 受給者は、第8条第2項の規定による完了検査後、請求書(佐世保市水道局指定様式)を管理者に提出しなければならない。

2 奨励金は、適正な請求書が提出された日から30日以内に受給者に支払うものとする。

(奨励金支給の決定の取消し)

第11条 管理者は、受給者が奨励金の支給決定の内容及び条件に違反したときは、奨励金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合、受給者は奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。

3 前2項規定により、受給者に損害が生じた場合であっても、局は賠償の責を負わない。

(作業中の責任)

第12条 受給者は、作業によって局施設に損害を与えた場合は、局の指定する期間内に、受給者の責任と負担で復旧を行わなければならない。

2 前項の期間内に、受給者が復旧を行わない場合は、受給者の負担により局が代わって行うことができる。

3 作業中に作業従事者又は第三者へ損害を与えた場合は、受給者の責任と負担により賠償しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の支給手続き及び予算の執行に関することは、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年 7月 1日から施行し、平成22年度の予算に係る奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年 8月 8日から施行し、施行日以降の平成23年度の予算に係る奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年 5月30日から施行し、施行日以降の平成25年度の予算に係る奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年 6月17日から施行し、施行日以降の平成26年度の予算に係る奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 10月 1日から施行し、施行日以降の令和元年度の予算に係る奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年 9月 1日から施行し、施行日以降の令和3年度の予算に係る奨励金から適用する。

(別 表)

奨励金受給者は以下のとおりとする

- 1 草刈除草作業対象地を含む町内会及び公民館、草刈除草作業対象地に隣接する社会福祉法人
- 2 社会福祉法人またはNPO法人等で管理者が認めたもの
- 3 その他市民団体等で管理者が認めたもの

<特記事項>

奨励金受給者とならない団体等を以下のとおり例示する

- 1 詐欺や脅迫的な態度により申請をおこなう団体等
- 2 暴力団員または暴力団との関係がある団体等
- 3 その他公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがある団体等